

一般社団法人ワイズメンズクラブ国際協会東日本区定款

第1章 総則

第1条 名称

この法人は、一般社団法人ワイズメンズクラブ国際協会東日本区と称する。

第2条 主たる事務所

この法人は、主たる事務所を東京都新宿区四谷本塩町2-1-1日本YMCA同盟会館内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 目的

この法人は、ワイズメンズクラブ国際協会のモットー「強い義務感を持つ義務はすべての権利に伴う」のもと、国、世代、性別、宗教の違いを乗り越えて多様性を認め合い、YMCA、地域社会および平和な世界の実現に貢献することを目的とする。

第4条 事業

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

第1項 YMCAに対する奉仕事業

第2項 地域社会奉仕事業

第3項 会員の拡張・増強・相互の交流・維持啓発事業

第4項 会員相互の交流事業

第5項 ワイズメンズクラブ国際協会が行う事業

第6項 青少年育成事業

第7項 前各項に附帯する一切の業務

第3章 会員

第5条 会員

この法人の会員は、ワイズメンズクラブ国際協会東日本区に属する団体および個人から選定することとし、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

第6条 入会

第1項 会員として入会しようとする団体および個人は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

第2項 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを申込みのあった団体および個人に通知する。

第7条 会費

団体である会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

第8条 任意退会

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第9条 除名

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

第1項 この定款その他の規則に違反したとき。

第2項 法人の名誉を傷付け又は目的に反する行為をしたとき。

第3項 その他除名すべき正当な事由があるとき。

第10条 会員資格の喪失

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

第1項 全会員が同意したとき。

第2項 会員が死亡又は解散したとき。

第4章 会員総会

第11条 構成

第1項 会員総会は、全会員をもって構成する。

第2項 会員総会をもって一般法人法の社員総会とする。

第12条 権限

会員総会は、法令又はこの定款で定められた事項のほか、次の事項について議決する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 役員等の責任の一部免除

(4) 定款の変更

(5) 事業の全部の譲渡

(6) 法人の分割・合併および解散

(7) 法人の継続

(8) 一般年次報告および監査報告の承認

(9) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(10) 事業計画および予算の承認

(11) 会費の改定

(12) 提出議案の審議および採決

(13) 前各号に関連するその他の事項

第13条 開催

第1項 会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後2か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

第2項 会員総会は、会員の3分の2以上の出席がなければ開会することはできない。

第14条 招集

第1項 会員総会は一般法人法に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

第2項 全会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

第3項 理事長は、前項の規定により請求があったときは、4週間以内に会員総会を招集しなければならない。

第4項 会員総会を開催するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

第15条 議長

会員総会の議長は、その会員総会に出席した会員により選出される者がこれに当たる。

第16条 議決権

第1項 会員総会における議決権は、1会員につき1個とする。

第2項 会員は委任状により他の会員に議決権の行使を委任することができる。

第17条 決議

第1項 会員総会の決議は、一般法人法又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

第2項 前項の規定にかかわらず、次の決議は、全会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 法人の分割・合併および解散
- (7) 法人の継続

第18条 議事録

会員総会の議事については、一般法人法の定めるところにより議事録を作成し、議長及び会員総会において選任された議事録署名人2人が、これに署名又は記名押印する。

第5章 役員

第19条 役員の設定

第1項 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上
- (2) 監事 2名

第2項 理事のうち1名を理事長とし、一般法人法上の代表理事とする。

第20条 役員を選任

第1項 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

第2項 理事長は、理事会の決議によって定める。

第3項 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

第4項 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係があるものを含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。

第21条 理事の職務及び権限

第1項 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

第2項 理事長は、一般法人法及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括する。

第3項 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が選定した業務執行理事において、予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

第22条 監事の職務及び権限

第1項 監事は会員総会、理事会等に出席し必要があると認めるときは意見を述べるることができる。

第2項 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

第3項 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第4項 監事は、前2項の規定による監査及び調査の結果、この法人の業務又は財産に関し、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第23条 役員任期

第1項 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第2項 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第3項 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第4項 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第24条 役員解任

会員総会の決議によって理事および監事は解任することができる。

第25条 報酬等

役員は、無報酬とする。ただし、理事会で定めるところにより、職務遂行に要した費用の請求をすることができる。

第6章 理事会

第26条 構成

第1項 当法人に理事会を置く。

第2項 理事会は、全ての理事をもって構成する。

第27条 権限

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

第1項 業務執行の決定

第2項 理事の職務の執行の監督

第3項 理事長の選定及び解職

第28条 開催

第1項 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

第2項 理事会は、理事総数の3分の2以上および監事全員の出席がなければ開会することはできない。

第3項 通常理事会は、年4回以上開催する。

第4項 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

第29条 招集

第1項 理事会は、理事長が招集する。

第2項 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

第30条 議長

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事がこれに代わるものとする。

第31条 決議

第1項 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

第2項 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第32条 議事録

第1項 理事会の議事については、一般法人法の定めるところにより議事録を作成する。

第2項 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

第33条 事業年度

この法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

第34条 事業計画及び収支予算

第1項 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

第2項 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第35条 事業報告及び決算

第1項 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、(1)の書類についてはその内容を報告し、(2)(3)の書類についてはその承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

第2項 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

第36条 剰余金の不分配

この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

第37条 定款の変更

この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

第38条 解散

この法人は、会員総会における決議その他法令に定める事由によって解散する。

第39条 残余財産の帰属

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益財団法人日本YMCA同盟に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第40条 公告の方法

この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

第41条 委任等

第1項 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

第2項 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令によるものとする。

附則

第42条 最初の事業年度

この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年6月30日までとする。

第43条 設立時の役員

当法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事	板村哲也 小山久恵 利根川恵子 大久保知宏 小原史奈子 伊藤幾夫 御園生好子
設立時代表理事	板村哲也
設立時監事	辻剛 漆畑義彦

第44条 設立時社員の氏名又は名称及び住所

設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

板村哲也
大久保知宏

以上 一般社団法人ワイズメンズクラブ国際協会東日本区のためにこの定款を作成し、設立時社員板村哲也及び同大久保知宏が次に記名押印する

令和3年6月12日

設立時社員 板村哲也

設立時社員 大久保知宏